

学校いじめ防止基本方針

鳴門市桑島小学校

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

- (1) 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」こと
の理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認
め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の
素地を養う。
- (2) いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを踏
まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないために、全ての教職員
が取り組む。
- (3) ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から
複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじ
めを積極的に認知する。
- (4) いじめがあることが確認された場合、特定の教職員で抱え込まず、学校全体で
対応し、いじめを受けた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事
情を確認し適切に指導する。
- (5) より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、
学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その
指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児
童相談所等）との適切な連携を図るとともに、平素から、学校と関係機関の担当
者との情報共有体制を構築する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

- (1) 組織の構成
校長、教頭、教務主任、生徒指導担当教員、特別支援コーディネーター、養護
教諭、学級担任、スクールカウンセラー等により構成する。また、個々のいじめ
の防止・早期発見・対応にあたり関係の深い教職員を追加するとともに、心理、
福祉等に関する専門的な知識を有する者等の指導・助言を得る。
- (2) 組織の役割
 - ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行
・検証・修正を行う。
 - ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
 - ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動など、情報の収集と記録、共有を
行う。
 - ④ いじめの疑いに係る情報があった時には、緊急会議を開いて、いじめの情報の
迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針
の決定と保護者の連携を行う。

3 教育相談体制

- (1) 教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば必ず自分を助けてくれ
るという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との
連携を図る。
- (4) 児童や保護者がいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、相談窓口
について広く周知する。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教育・指導場面

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通
じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの
推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を
設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人
の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③ 全ての児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で
授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。

- ④ 一人一人を大切にしたりわかりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや趣味などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感ずることのできる機会を意図的につくり、児童の自己有用感が高められるよう努める。
- ⑦ 全校集会や学級活動などで校長をはじめ教職員が日常的に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であるとの雰囲気学校全体で醸成していく。
- ⑧ いじめ問題について児童自らが学び、考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進するためにいじめ防止子ども委員会を設置する。
- ⑨ インターネットやスマートフォン、携帯電話を利用したいじめへの対処として、児童の発達段階に応じた情報モラル教育を充実する。
- ⑩ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、適切に指導する。
- ⑪ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ⑫ いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

(2) 家庭・地域社会との連携

- ① 学校いじめ防止基本方針等について公表し、地域や保護者の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

5 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、すべての児童や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組や、いじめられている児童を全力で守りぬくことを明らかにし、児童や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談をできるよう働きかける。
- (2) 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が発する小さな変化や危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全児童を対象に、いじめの発見のための「アンケート調査」を定期的(6月、12月)に実施することに加え、「個別面談」、「日記や連絡帳」の記述等から、児童の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等については、「いじめの防止等の対策のための組織」において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、スクールカウンセラーや養護教諭など、学校内の相談機能の充実に努める。特に、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 児童に絶えず声かけを行い、児童が日常使っている言葉や態度、遊び等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を積極的に行い、情報を共有する。
- (6) 児童が欠席や遅刻をしたり、けがをしていたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応し、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、いじめ問題への関心をもってもらい、保護者からの情報提供を促す。

6 いじめへの対処

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、校長のリーダーシップの下、教職員間の綿密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨む。
- ② 「いじめの防止等の対策のための組織」において、速やかに関係児童等から詳細を確認した上で、必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。

- ③ 事実関係の究明に当たっては、当事者だけでなく、保護者や友人等からの情報収集を通じ、事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(2) いじめられた児童とその保護者への支援

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守りぬく。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。
- ③ 複数教員による家庭訪問等を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラー、専門家の協力を得て、継続的な心のケアに取り組む。

(3) いじめた児童への指導とその保護者への助言

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらに出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ③ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景に目を向け、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

(4) 全ての児童への指導

- ① どのような行為がいじめにあたるのかということ、児童に正しく認識させる。
- ② いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめる行為と同様に許されないことを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③ 学級活動や児童会などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向け、主体的に取り組む活動の機会を設ける。

(5) 教育委員会等への報告と連携

- ① いじめを認知した場合は、学校長が速やかに市町村教育委員会に報告し、適切な連携を図るとともに、いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて出席停止措置の適用を要請する。
- ② 事案によっては、県教育委員会と連携し、阿波っ子スクールサポートチームや学校問題解決支援チームの派遣を要請し、問題の解決に取り組む。

(6) 関係機関への相談・通報

- ① 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ② 児童の生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ インターネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除を求める措置をとる。また、必要に応じて法務局の協力を求める。

7 校内研修

いじめ防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員研修の充実を図り、教職員の資質能力の向上を図る。

8 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあると認めるとき、事実確認の結果を直ちに市町村教育委員会に報告するとともに、市町村教育委員会と連携して対処する。

9 取組の評価

- (1) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組について、学校評価の項目に位置付け、自校の取組を評価する。
- (2) PDCAサイクルの考え方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「学校

評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証し、改善を図る。

10 年間計画

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	1年	2年	3年
4月	学校基本方針の説明、指導体制や指導計画の公表・周知	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 1年生を迎える会	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 1年生を迎える会	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 1年生を迎える会
5月	生徒指導上の共通理解	読書活動開始 子ども見守り隊との対面式	読書活動開始 1年生との交流 子ども見守り隊との対面式	読書活動開始 子ども見守り隊との対面式
6月	アンケート調査 アンケート調査分析	ふれあい班活動 (異年齢班) 桑っこ集会	ふれあい班活動 (異年齢班) 桑っこ集会 自然体験活動	ふれあい班活動 (異年齢班) 桑っこ集会 総合(スーパーマーケット見学)
7月	校内研修	清掃奉仕活動 水泳学習・校外補導 桑っこ集会 個人懇談	清掃奉仕活動 水泳学習・校外補導 生活科(収穫祭) 桑っこ集会 個人懇談	清掃奉仕活動 水泳学習・校外補導 桑っこ集会 個人懇談
8月	取組の成果等の情報発信と保護者啓発	地域子ども会活動	地域子ども会活動	地域子ども会活動
9月	1学期取組点検評価・改善	人権学習	人権学習	人権学習
10月	研究授業	桑っこ集会 人権学習 運動会	桑っこ集会 人権学習 運動会	桑っこ集会 人権学習 運動会
11月	校内研修	参観授業(人権教育) 生活科(秋祭り) 桑っこ集会	参観授業(人権教育) 生活科(秋祭り) 桑っこ集会	参観授業(人権教育) 桑っこ集会 どんぐり拾い
12月	アンケート調査 アンケート調査分析	人権集会 個人懇談 桑っこ集会	人権集会 個人懇談 桑っこ集会	人権集会 個人懇談 桑っこ集会
1月		桑っこ集会 生活科(昔遊び)	桑っこ集会	桑っこ集会 総合学習(防災学習)
2月	校内研修	参観日(学習発表会) 桑っこ集会 体験入学 6年生を送る会	参観日(学習発表会) 桑っこ集会 6年生を送る会	参観日(学習発表会) 桑っこ集会 6年生を送る会
3月	1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	卒業式	卒業式	卒業式

	「いじめの防止等の対策のための組織」・校内研修等	4年	5年	6年
4月	学校基本方針の説明、指導体制や指導計画の公表・周知	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 1年生を迎える会	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 1年生を迎える会	あいさつ運動 授業参観・PTA総会 家庭訪問 1年生を迎える会
5月	生徒指導上の共通理解	読書活動開始 学校探検 子ども見守り隊との対面式	読書活動開始 子ども見守り隊との対面式 宿泊学習	読書活動開始 子ども見守り隊との対面式
6月	アンケート調査 アンケート調査分析	日曜参観 ふれあい班活動 (異年齢班) 桑っこ集会	日曜参観 ふれあい班活動 (異年齢班) 桑っこ集会	日曜参観 ふれあい班活動 (異年齢班) 桑っこ集会
7月	校内研修	清掃奉仕活動 水泳学習・校外補導 桑っこ集会 個人懇談	清掃奉仕活動 水泳学習・校外補導 桑っこ集会 個人懇談	清掃奉仕活動 水泳学習・校外補導 桑っこ集会 個人懇談
8月	1学期取組点検評価・改善 取組の成果等の情報発信と保護者啓発	地域子ども会活動	地域子ども会活動	地域子ども会活動
9月		人権学習	人権学習	人権学習
10月	研究授業	総合学習(工場見学) 桑っこ集会 人権学習 運動会	桑っこ集会 人権学習 運動会	総合学習(人権) 桑っこ集会 人権学習 運動会
11月	校内研修	参観授業(人権教育) 桑っこ集会	参観授業(人権教育) 桑っこ集会	参観授業(人権教育) 桑っこ集会
12月	アンケート調査 アンケート調査分析	個人懇談 桑っこ集会	個人懇談 桑っこ集会	個人懇談 桑っこ集会
1月		桑っこ集会	桑っこ集会 総合学習 (幼稚園との交流)	桑っこ集会
2月	校内研修	参観日(学習発表会) 桑っこ集会 6年生を送る会	参観日(学習発表会) 桑っこ集会 6年生を送る会	参観日(学習発表会) 桑っこ集会 6年生を送る会
3月	1年間の取組点検評価・改善と次年度の計画	卒業式	卒業式	卒業式 奉仕活動 どんぐりの苗植え